

韓国知的財産ニュース 2012年7月後期

(No. 227)

発行年月日：2012年8月7日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、模倣キャラクターの根絶に乗り出す(7.18)
- 2-2 中堅・中小企業向けの特許プール構築(7.22)
- 2-3 知的財産サービス分野への就職を支援(7.24)
- 2-4 発明の楽しさを満喫しよう！青少年発明フェス2012を開催(7.26)
- 2-5 韓国特許庁、「知財権保護広告コンテスト」受賞式を開催(7.27)
- 2-6 国家知識財産委員会、30大の中心知的財産事業に集中支援(7.27)
- 2-7 クレジットカードのポイントで特許手数料を(7.31)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 MP3プレーヤー、世界で初めて開発したのに3兆ウォン損害(7.17)
- 3-2 ニセモノの種類も多様に(7.17)
- 3-3 教育条件付き起訴猶予処分者の侵害著作物、映像と語学や文学の著作物順に(7.19)
- 3-4 サムスンVSアップル、世紀の特許対決がスタート…真の勝者は？(7.22)
- 3-5 LG電子もスマートフォン特許訴訟に巻き込まれた(7.24)
- 3-6 サムスン・アップルの世紀の特許訴訟…裁判所は結局(7.24)
- 3-7 サムスン、韓国裁判所でアップルに申し立てたUI関連特許を撤回(7.25)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 サムスン電子、ドイツでアップルデザイン特許紛争勝利(7.24)

その他一般

- 5-1 電力問題の解決は建物から (7. 17)
- 5-2 韓国特許の顔「特許英文要約」が誤訳だらけ (7. 18)
- 5-3 韓国薬草の効能、特許で検証された (7. 19)
- 5-4 人気のペットボトル入りビール、リサイクルは？ (7. 20)
- 5-5 健康を飲む、海洋深層水 (7. 23)
- 5-6 中国の半分水準…安値の特許翻訳料金 (7. 23)
- 5-7 他人には見られないから安心 (7. 25)
- 5-8 広告も今や会話型に… (7. 27)
- 5-9 ‘海の中の森’ 藻場造成技術関連の特許が活発 (2012. 7. 30)

法律、制度関連

今号はございません。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、模倣キャラクターの根絶に乗り出す

韓国特許庁 (2012. 7. 18)

韓国特許庁は、18日、「ソウル・キャラクターライセンスフェア 2012」が開催されているコ엑スにて、韓国コンテンツ振興院と MOU を締結し、両機関が韓国のキャラクター産業の育成と保護に向けて知的財産権分野での相互協力と共同努力を強化することで合意した。

「ポロロ」や「プカ」といった国産キャラクターの認知度が高まり、様々な関連商品への需要が増えるにつれ、国産キャラクター産業の規模も 2005 年 2 兆 700 億ウォンから 2011 年 7 兆 2000 億ウォンと 6 年で 3.5 倍も急成長し、関連輸出額も 2010 年 3,200 億ウォンから 2011 年には 4,250 億ウォンと 30% も急増するなど、文化商品の韓流化に貢献していることが判明した。

しかし、産業規模自体は拡大しているものの、アニメーションなどの登場人物「キャラクター」は、デザイン権で保護されず、「マシポロ (マシマロとポロロの特徴を組み合わせた人形)」のようなニセキャラクター商品が市場に出回っており、産業育成に大きな足かせとされている。

こうした状況を受け、両機関は、キャラクター関連情報交換とデザイン制度の見直しを通じて、ニセキャラクターの根絶に積極的に取り組むことにした。

韓国コンテンツ振興院が3万件以上の韓国キャラクター商品の資料を収集して特許庁に提供し、韓国特許庁は、振興院から提供された関連商品のDBなどをデザイン審査資料として活用してニセキャラクターのデザイン登録防止に取り組むという。

また、韓国特許庁は、関連業界の知的財産創出と認識の向上に向けて教育・セミナー・相談などを支援し、振興院は、キャラクター保護のための特許庁のデザイン制度の見直し及び運営に積極的に協力するという。

韓国特許庁はまた、人形のような具体的な商品デザインではない「キャラクター」デザインそのものがデザイン権の保護対象になるよう、デザイン保護法を今年度中に改正するほか、国内の有名キャラクターを模倣したデザインがデザイン権として登録されないように創作性の要件を強化することにした。

韓国特許庁の関係者は、「著作権より強力なデザイン権でキャラクターを保護することで、中小企業の真正キャラクター市場を模倣品から保護できるよう、韓国コンテンツ振興院と緊密に協力していきたい」と述べた。

2-2 中堅・中小企業向けの特許プール構築

電子新聞(2012.7.22)

Intellectual Discovery(ID)は22日、来月1日から25の優秀な知的財産(IP)ポートフォリオと中堅・中小企業向けの特許プールを構築すると発表した。

韓国知識経済部の「創意資本基盤造成事業」を推進しているID(代表・許キョンマン)は、今月で1次年度の事業を取りまとめ、来月1日からは2次年度事業に入る。戦略産業分野を中心にIPの購入・特許出願などを通じて25の優秀IPポートフォリオを構成するという。従来の22分野に加えてセキュリティーやスマート端末機の部品、ディスプレイ部品などの3つの新規分野を追加する。ポートフォリオをパッケージングして特許権利をさらに強化するなど、市場のニーズを反映して新たに編成した「IPプール(Pool)」を韓国企業に提供するという。

また、中堅・中小企業向けの「SME(Small Medium Enterprise)」プールも構築する。SMEプールとは、中堅・中小企業の特許競争力強化に向け、企業の需要をもとに構築した特許プールであり、テレマティクスやワイマックス、ユーザエクスペリエンス(UX)、LED、スマートビークルなど、10大の中心技術分野で構築される。

優秀なIPを確保するため、今年の下半期からは約100件のアイデアを購入し、IP研究開発(R&D)を直接手掛ける。IDは、起業資金444億ウォンとブリッジ資産運用機関からのIP専門ファンド500億ウォン、創業投資会社IDベンチャーズからの投資組合資金500億ウォンなど、子会社から集めた1444億ウォンの資本をベースに大型IPの購入に乗り出す。

IDは、創意資本基盤造成の1次年度事業に500億ウォンを投資し、約800件の優秀特

許を確保した。IP ポートフォリオの構築で、海外企業から特許侵害された韓国企業 3 社の紛争対応特許を探り出し、権利を取り戻した。侵害訴訟の恐れがある技術分野の海外特許を購入し、海外 IP プールも構築した。

ID の許キョンマン代表は、「創意資本事業に向けたインフラを構築し、国内企業を支援する事例をつくった。23 日の創業 2 周年という節目に、国家 IP 競争力の一層の強化につながるビジネス産業を発展させていきたい」と述べた。

創意資本基盤造成事業＝アイデア・特許権を確保し、補強とパッケージングを通じて IP ポートフォリオを構築した後、特許を利用したい企業にライセンスングをして収益を得る事業。知識経済部が 2015 年まで 5000 億ウォンを投資する。

< 権トンジュン記者 >

2-3 知的財産サービス分野への就職を支援

韓国特許庁(2012.7.24)

韓国特許庁は、大卒者や R&D 中堅人材などを対象に知的財産教育を行い、関連サービス会社に採用を誘導する「知識財産サービス業採用連携教育課程」を運営した結果、2012 年上半期の教育修了生 25 人のうち、72%(18 人)が知的財産サービス専門会社に採用されたと発表した。

知的財産サービス業とは、企業・大学・公共研究機関の知的財産の創出・保護・活用を支援する専門サービスを意味し、特許法律の代理、特許情報の調査・分析、特許技術の評価・取引・管理、特許経営コンサルタントなどがある。

就職した教育修了生は、「今回の教育を通じて専門家の実務経験を直接学ぶことで、現場ですぐ活用できる知識を身につけることが出来たうえ、進路を決める際に大きく役立った」と評価した。

採用側の企業関係者は、「今回に採用された社員は、1 ヶ月間の実務教育を受けたので、知的財産サービス業についての全般的な理解と習得力が高く、業務にもすぐ慣れた。」と満足を示した。

採用連携教育を実施するために韓国特許庁は、昨年、韓国知識財産サービス協会(会長・百マンギ)と共同でオーダーメイド教育カリキュラムを開発してモデル教育を行ない、今年下半期は大卒者、R&D 中堅人材などに教育の対象を拡大して理論と実習(先行技術調査、特許分析など)の教育を行った。

(株)ウィプス、(株)P&I など約 10 社の知的財産サービス会社が面接や成績評価などを参考に教育修了生を採用した。

韓国特許庁の産業財産振興課の丘ヨンミン課長は、「就職難で苦しんでいる大卒者や転職を希望している R&D 中堅人材の支援とともに、優秀な人材を知的財産サービス会社に連結する狙いからこの教育を導入した。今後、知的財産サービス業の需要に応じて採用

連携教育を強化していく計画であり、9月に予定されている下半期採用連携教育にも多くの大卒者、R&D中堅人材などの参加をお待ちしている。」と述べた。

下半期の知的財産サービス業の採用連携教育に関する詳しい情報は、韓国知識財産サービス協会の事務局(02-3789-7011)に問い合わせできる。

2-4 発明の楽しさを満喫しよう！青少年発明フェス 2012 を開催

韓国特許庁(2012.7.26)

韓国特許庁は、韓国最大規模の10代向け発明イベントである「10代向け発明祭り2012」を7月26日から30日までの5日間、ソウルのコエックスで開催する。

イベントの期間中には、学生による優秀な発明品の展示と創意力チャンピオン大会が同時に行なわれるほか、様々な体験プログラムと学術大会が開かれる予定であり、発明に関心の高い親子の関心が向かわれている。

今年で25回目を迎える「韓国学生発明展示会(韓国特許庁・朝鮮日報の共同主催)」で競争に勝ち抜け、受賞された約170点の発明品が展示され、青少年の斬新で独特なアイデアで作上げた様々な発明品が入場客を楽しませる。

*2012年における韓国学生発明展示会の出品作数：8,485件

大統領賞には「保管と持ち歩きが便利な学習用ハサミ」を発明した金ユジン(プサン・サンダン小学校5年生)が受賞し、国務総理賞には、金チェラン(キョンギ・ウナム高校3年生)、世界知的財産権機関(WIPO)事務総長賞には、文キョンジン(インチョン・科学高校1年生)、朝鮮日報社長賞は、金ジュンソク(テジョン・チョンナム中学校2年生)が受賞した。

授賞式は青少年発明祭りの開幕日である7月26日に行なわれ、国家知識財産委員会の尹ジョンヨン委員長、韓国特許庁の金ホウォン庁長などが出席する予定だ。

また、2002年から毎年開催されている「韓国学生創意力チャンピオン大会(特許庁・サムスン電子が共同主催)」の本選大会も26日から28日まで同時に開催され、イベントを盛り上げる。予選で選抜された全国の小・中・高の生徒100チームがお互いの創意力を競う本大会で優秀な成績のチームは、国家知識財産委員会の委員長賞、特許長賞などの賞状と副賞が与えられる。

*2012年における韓国学生創意力チャンピオン大会の申請チーム数：1,273チーム

イベント期間中には、「なんでも発明教室」、「発明品開発体験」、「創意力チャンピオン大会模擬体験」など、多様な体験プログラムが用意され、入場客も楽しめる真の祭りになるよう準備されている。

知識財産基盤の次世代英才起業家、発明・特許特性化高校、YIP(Young Inventors

Program, 青少年発明家プログラム)など、特許庁が進めている発明教育関連の政策 PR 館を運営し、親子に役立つ教育情報を提供する予定だ。

そのほかにも、教育に関心の高い親と教育者のための学術大会も開かれる。韓国職業教育学会、韓国技術教育学会、韓国英才教育学会など、3 学会の連合学術大会として開かれるイベントでは、発明教育と青少年の人材育成に関する基調講演と討論が行なわれる予定だ。

金ホウォン庁長は、「今回のイベントが国民の発明への認識を向上し、特に青少年が発明により親しんでもらえるきっかけになると期待している。」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「知財権保護広告コンテスト」受賞式を開催

韓国特許庁(2012.7.27)

韓国特許庁は、2012年7月26日に特許庁のソウル事務所にて「第5回知識財産権保護の広告コンテスト」の受賞作選定及び受賞式を行なったと発表した。この日、大賞(特許庁賞)2名を含め、合計16の作品が受賞した。

部門別の大賞受賞者には、▲印刷広告部門の「ニセ商標でニセ人生を送っていませんか？」をテーマにした弘益大学 e-marketing 学科の金チソン氏 ▲コンピュータで描いたウェブ漫画部門の「国家代表」をテーマにした中央大学産業デザイン学科の伊コンウン氏が選定された。

各大賞受賞者には特許庁長賞とともにトロフィーと賞金(200万ウォン)が与えられた。また、金賞、銀賞、銅賞、奨励賞の14の受賞者(チーム)には、韓国知識財産保護協会会長賞と賞金が与えられた。

今回のコンテストは、消費者に知的財産権保護の重要性を正しく認識してもらい、行動の変化を働きかけられる内容をテーマに4つの分野(印刷広告、ウェブ漫画、エンブレム、スローガン)に分けて行なわれた。

今年で第5回目を迎えるコンテストには約900点が出展され、模倣商品ボイコットを誘導できる良いアイデアが盛り込まれた作品が多数あった。

また、今回の入賞作と、これまでの入賞作を含めた約40点の作品を7月30~31日に韓国鉄道公社ソウル駅舎と梨花女子大学前の大賢公園で展示する予定だ。

特許庁産業財産政策局の李ヨンデ局長は、「消費者が積極的に正しい消費文化を形成していくことが何より大切だ。模倣商品の流通防止に向けて、取り締りの強化とともに、消費者の認識を高める活動を行なっていく計画だ。」と述べた。

2-6 国家知識財産委員会、30大の中心知的財産事業に集中支援

国家知識財産委員会(2012.7.27)

□ 大統領所属の「国家知識財産委員会」(共同委員長：国務総理・民間委員長の伊ジョンヨン、以下、知財委)は、27日、金ファンシク総理の主催で第5回会議を開き、

○ “2013年度の知的財産資源配分の方角”を審議・議決して国家知的財産戦略の推進に必要な財源を円滑に確保し、知識財産事業を効率的に運用するための案を提示した。

□ 知財委は、4月に発表した“2013年度の知的財産集中投資の方角”に基づき、知的財産事業を約300分野に分類し、

○ そのうち、来年に投資が急がれ、特に重要だと判断される“海外における知的財産権の保護活動の強化”など30大中心事業(8大分野)を選定(添付1を参照)すると同時に、個別事業に対する財政運用における改善策などを知的財産の観点からの政策コンサルティングを提供してきた。

○ 同財源配分方角は、①2013年度の知的財産主要投資方角との整合性、②各部署の政策的な判断への十分な考慮、③財政事業運用を改善するためのコンサルティング推進という原則の下、まず関係部署と協議して82の事業を審議対象に選定し、

○ 7月の初めに専門家で構成された6組の審議組(33人)により、さらに審議を行ない、30大の中心事業を選定したものであり、本日に国家知識財産委員会で最終確定したものだ。

<8大分野別の30大中心事業における予算規模の現状>

8大の集中投資分野	予算(単位：百万ウォン)			
	12年予算 (A)	13年要請 (B)	増減	
			B-A	%
①競争力のある知的財産の創出及び管理強化(6個)	344,982	352,435	7471	2.2%
②知的財産の紛争対応支援及び侵害物取り締りの強化(5個)	35,828	37,025	1197	3.3%
③知的財産の事業化を促進(5個)	77,003	66,965	△10035	△13.0%
④知的財産の専門人材の育成及び認識の向上(4個)	20,252	20,103	△149	△0.7%
⑤新たな知的財産の育成に向けた基盤構築(4個)	85,147	122,935	37788	44.4%
⑥国家知的財産のガバナンスを構築(4個)	17,412	14,819	△2593	△14.9%

⑦地域の知的財産の活動基盤を強化(1個)	24,244	24,744	500	2.1%
⑧知的財産における公正な社会を実現(2個)	6,822	1,232	△5590	△81.9%

□ 今回の知的財産の財源配分方向は、“第1次国家知的財産基本計画”のビジョン・戦略目標の達成における財政的な土台を構築するため、①投資の戦略的な強化、②主要知識財産事業(30件)の重点的な支援、③各部署の知的財産事業の財政運用の改善などの基本方向にしたがって決められた。

○ 来年度の財源配分方向の総論で、国務総理室の林ジョンリョン室長は、「雇用創出や中小企業及びサービス産業の活性化等、知的財産の経済への貢献度を積極的に考慮し、来年度の知的財産事業の財源を戦略的かつ積極的に維持・強化すべきだ。」と強調した。

○ そして、8大の集中投資分野のうち、投資が戦略的に拡大されるべき分野として、重要度に比べて投資が不十分だった①知的財産の紛争対応への支援及び侵害品の取締り*の強化、②地域の知的財産の活力基盤を強化**及び、③知的財産の専門人材の育成等、知的財産の政策基盤作り分野への投資拡大が求められているということを明記した。

*中小・ベンチャー企業のうち、12.5%が知的財産権から保護されず、技術の流出及び侵害による被害は、年間売上高の約12%に上る(12.1、中小企業庁)。

**中小企業の場合、資金難が優秀な知識財産創出の足かせとなっており、一部の市道では2012年に145件の海外特許出願費用の支援要請があったが、予算不足の問題で56件だけを支援して早期に締め切られた(慶尚南道等)。

- また、各部署所管の知的財産事業の財政運用改善案として、
 - 優秀な知的財産の創出に向けて R&D 管理を強化(企画段階からの知的財産戦略の反映、国内外への特許出願登録・維持に別途の費目化を誘導)
 - 個別の部署が推進している事業の連携・調整を強化し、財源投入の効率を向上、
 - 非 R&D 事業のうち、保護・執行、国民及び企業の認識向上等、小規模な予算を投入しても高い政策効果が得られる個別事業の改善需要を見出す

等を提示した。



□ 金ファンシク 国務総理は、「本日議決された知識財産の財源配分方向は、国家知的財産戦略を財政的に後押しする重要な投資戦略だ。」とコメントし、

○「委員会が発足 1 年目を迎えるこの時期にこれまでの過程を振り返ってみると、各部署や自治体が政策の樹立と執行の過程で知的財産を考慮する動きが見られ、

○「大学、研究機関、企業等の民間においても知的財産の重要性に対する認識が拡大するなど、知的財産が国のアジェンダとして位置付けられつつある」と評価し、知財委発足(11. 7. 28)1 年目を迎えての所感を述べた。

□ 一方、この日に知識財産研究院の金ウォンジュン院長は、「主要国の知的財産戦略：最近の政策動向と示唆点」を発表し、日米中等の主要国は知的財産政策の推進においての確固たるエンジンを構築するために財政投資を持続的に拡大しているという分析を発表した。

*米：2013 年の知財権創出 R&D 予算の 5%(158.2 兆ウォン)、特許審査予算 9%を増額

日：2012 年の知的財産 4 大中心戦略(国際標準化等)予算 29.3%増額(848 億円→1,097 億円)

中：知財権の創出 R&D 投資を GDP 比 1.7%(09')→2.5%(20')に拡大、約 1 億人民元の海外特許支援特別資金など

○韓国政府も知的財産の重要性を認識し、財政的な支援を増やしてはいるものの、知的財産政策の初期動力を十分に確保するにはまだ足りない状況である。

*2012年の知的財産における予算増加率は、3.4%と平均予算増加率(5.3%)より低い

**知的財産予算の総額増加推移：7.1兆ウォン(2010年)→8.2兆ウォン(2011年)→8.4兆ウォン(2012年)

(2013年の予算要請額は、8.1兆ウォンとなり、これは2012年事業を基準にした推計である。R&Dなどの2013年度新規知的財産事業を含めると2012年の水準を上回ると予想されている。)

□ 知財委は、この日に確定した「2013年度の知的財産財源の配分方向」を直ちに企画財政部、国家科学技術委員会及び事業を行なう各部署に報告し、来年度政府予算編成(案)に反映する計画であり、

○今年末に樹立する「2013年度の国家知的財産の施行計画」にも反映して知的財産戦略と財政投入計画との連携を強化する予定だ。

□ 一方、委員会は、案件審議に続き、「財源の配分と知的財産事業の効果的な運用」をテーマに関係部署の長官及び民間委員の間で活発な討論を行なった。

○ 財源配分方向のうち、①投資強化が急がれている分野として明記された保護分野は黄ウィイン弁護士(法務法人太平洋)が、②著作権人材育成は文化部の郭ヨンジン次官が、③地域の知的財産活動の基盤強化に対しては特許庁の金ホウォン庁長等がそれぞれ討論に参加し、

- ④知的財産という立場からの中小企業の育成及び技術流出の防止と関連しては、知識経済部の趙ソク次官と公取委の鄭ジェチャン副委員長がそれぞれ政府政策の方向を示した。

○伊ジョンヨン民間委員長は、「国家知的財産戦略を有効に推進するため、予算の反映とともに各部署別の事業の充実した運用と、たゆまぬ改善努力が必要だ。」と指摘し、

- 「知財委は、今後、政府予算編成と各部署の事業執行改善を持続的にモニタリングし、戦略と財政投資がきちんと連携されるように取り組みたい。」と述べて討論をまとめた。

□ 金ファンシク総理は、会議を終えるにあたり、「国家知識財産の基本計画及び施行計画、そして財源配分の方角を定めたことで、中長期的な骨太戦略が整っただけに、

○ 知財委は、今後、知的財産生態系の円滑な循環においてネックとなり得る現場での障害要因を見極め、積極的に解消してほしい」と要請した。

□ 一方、今回の財源配分方向の樹立において実務を総括した知識財産戦略企画団の高キソク団長は、「これからは韓国も、その質を高めることで知的財産を若者の持続可能な

雇用創出政策の中心軸として積極的に活用すべきであり、持続的な政府による投資とともに、民間部門との協力を広げていくべきだ。」と述べた。

添付 1. 2013 年度知識財産財源配分方向の 30 大中心事業

2013 年度政府知的財産 8 大の中心投資方向	中心的な知識財産事業	2013 年の 予算要請 (100 万ウォン)	所管部 署	(R&D 事業 の 可否)
1. 競争力のある知識 財産創出及び管理強 化	3D コンテンツ産業の育成	8,000	文化部	非 R&D
	著作権技術及び標準化支援	1,875	文化部	非 R&D
	産業融合技術産業における基盤 技術の開発	86,600	知識経 済部	R&D
	中小企業の技術革新の開発	244,823	中小企 業庁	R&D
	標準特許創出を支援	2,115	特許庁	非 R&D
	民間の IP-R&D 戦略を支援	9,040	特許庁	非 R&D
2. 知的財産の紛争対 応への支援及び侵害 物の取締りを強化	国内知的財産権保護活動の強化	5,770	特許庁	非 R&D
	著作権保護活動の活性化	10,081	文化部	非 R&D
	海外における知的財産権保護活 動の強化	8,818	特許庁	非 R&D
	著作権保護及び利用活性化技術 開発	5,150	文化部	R&D
	密輸取締り	7,206	関税庁	非 R&D
3. 知的財産事業化の 促進	特許技術の戦略的事業化を支援	8,993	特許庁	非 R&D
	技術拡大の支援(主要・新産業)	17,750	知識経 済部	R&D
	国家技術士さんの活用を促進	32,475	知識経 済部	非 R&D
	大学・政府系研究機関の知的財 産専門人材を育成	5,497	特許庁	非 R&D
	自由利用の著作物創造の資源化	2,250	文化部	非 R&D
4. 知的財産の専門人 材の育成及び認識向 上	需要者中心の知的財産専門人材 を育成	6,306	特許庁	非 R&D
	文化コンテンツの専門人材を育	7,000	文化部	非 R&D

	成			
	著作権の教育・公報	4,154	文化部	非 R&D
	知的財産人材養成の e-learning を運営	2,643	特許庁	非 R&D
5. 新知的財産の育成 基盤構築	Golden seed プロジェクト	34,520	農食品 部	R&D
	次世代のバイオグリーン 21	70,000	農村振 興庁	R&D
	品種審査及び栽培試験	10,915	農食品 部	非 R&D
	伝統的な発酵食品の育成	7,500	農食品 部	非 R&D
6. 国家知的財産ガバ ナンス構築	特許情報活用のインフラを構築	5,008	特許庁	非 R&D
	著作権情報管理及びサービス	1,324	文化部	非 R&D
	知的財産の研究活性化	6,384	特許庁	非 R&D
	デザイン審査支援	2,103	特許庁	非 R&D
7. 地域の知識財産活 動の基盤強化	地域の知的財産創出を支援	24,744	特許庁	非 R&D
8. 知的財産の公正社 会を実現	産業技術の流出防止及び保護基 盤構築	1,232	知識経 済部	非 R&D

2-7 クレジットカードのポイントで特許手数料を

韓国特許庁(2012.7.31)

韓国特許庁は、8月2日からクレジットカードのポイントで特許手数料が支払われる「クレジットカードポイント納入制度」を導入・施行すると発表した。

ポイントで特許の手数料が支払われるクレジットカードには、「KB 国民カード」、「サムスンカード」、「外為カード」があり、出願費や審査請求料、登録費などの特許手数料を全て納入できる。

クレジットカードのポイントで特許手数料を支払うためには、「特許路」(www.patent.go.kr)の「手数料の納入」メニューアクセスすればいつでも利用できる。

使わないと消滅してしまうポイントを使って特許手数料を支払うことで、納入者の経済的な負担が軽減されるほか、納入の利便性も向上すると見られる。

特許庁の顧客協力政策課の姜チョルファン課長は、「クレジットカードポイント納入制度の活性化及び納入者の負担軽減のために加盟カード会社を拡大していく計画だ。」と述

べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 MP3 プレーヤー、世界で初めて開発したのに3兆ウォン損害

国家知識財産委員会 (2012.7. 17)

大統領所属の「国家知識財産委員会」(共同委員長: 国務総理・民間委員長の伊ジョンヨン)は、最近行なわれた知的財産事例の政策研究(「知的財産紛争による優秀技術の事業化失敗事例の分析研究」)を通じ、韓国のベンチャー企業が世界で初めて開発した MP3 プレーヤー基盤特許が事業化する過程で韓国企業同士の紛争で韓国国内特許は消滅し、アメリカ、欧州、中国などで登録された海外特許もアメリカの特許管理企業(NPE)に買収され、韓国企業が逆にライセンス料を支払っていることが判明したと発表した。

MP3 プレーヤー¹とは、アップルの iPod やスマートフォンなど、デジタルファイルで音楽を再生できるオーディオ・プレーヤーを意味し、1997年に韓国のベンチャー企業「デジタルキャスト」が世界で初めて開発した。

市場調査機関 GMID のデータに基づいて行なった調査によると、2005年から2010年までMP3技術が適用された端末機器(MP3 player、PMP、スマートフォン)主要国(韓国、アメリカ、中国、日本、EUなど)における販売量は、少なくとも13億台以上であり、1台当りの技術料率を2\$²に計算した場合、該当期間において約27億ドル(3兆1,500億ウォン)のロイヤルティ収益が確保できたことを確認³した。

しかし、デジタルキャストは、研究開発と事業化に必要な資金が不足していたため、他の企業と戦略的提携を結ばざるを得なくなり、紆余曲折⁴の挙句、世界初のMP3プレーヤーである「エムピー・マン」を発売して世界的に注目はされたものの、他の競合他社がすぐ類似製品を発売し、特許無効訴訟を起こしたので、国内特許の権利範囲が縮小され、結局、特許料の未払いで消滅してしまった。

一方、海外で登録された権利は、有効に存続していたが、アメリカの特許管理会社(NPE)の Texas MP3 Technologies により全ての特許権が買収された。2007年にアメリカで国内外の大手企業に特許侵害訴訟が提起⁵された。訴訟は取下げられ、現在、国内企業の当事者間合意により、特許料を支払っているとみられる。

1 参考資料1を参照

2 ドイツの Fraunhofer 研究所が MP3 圧縮技術の基盤技術に適用している技術料率

3 参考資料2を参照(GMID: Global Market Information Database from Euromonitor)

4 参考資料3を参照

5 米 Texas 東部の連邦地方裁判所に三星電子、アップル、サンディスクを相手取って特許侵害訴訟を提起(2007.2. 16)

知識財産戦略企画団の朴ソンジョン知識財産振興官は、今回の MP3 プレイヤーの事例は、特許の出願段階から特許管理・紛争において韓国の知財権が抱えている問題を反映していると述べ、請求範囲の不備によって強い特許としての出願ができなかったこと、韓国特許の高い無効率⁶と低い損害賠償額を背景に、国内競合他社が特許侵害に対して感じる負担が少なく、参入が容易だったことなどを問題として指摘した。

当該の特許を分析した結果、国内出願の段階では特許の請求範囲が精巧に作成されておらず、競合他社の無効主張にうまく対抗できなかったが、アメリカとヨーロッパに登録する際には請求範囲がきめ細かく設計され、無効主張に強い特許として登録されたことが今回の製作事例研究で明らかになった。

研究に参加した KAIST 知識財産大学院の朴ソンプル教授は、「今回の研究により、韓国企業の特許権行使において、高い特許無効率と、1 件当たり平均 5 千万ウォン程度の低い損害賠償金という二つの壁にぶつかって挫折してしまうことを、事例分析と弁護士・弁理士・企業などの専門家とのインタビューで確認した。特許の無効率を低下させる方策として優秀な審査官の確保や先行技術調査サービスの量的・質的強化だけでなく、特許要件の一つである該当技術の「進歩性」についての裁判所の判断基準を明確にすべきだ」と強調した。

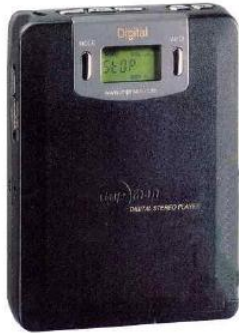
さらに、損害賠償額を実情に合わせるためには、3 倍賠償制度といった懲罰的な損害賠償制度の導入も必要だが、その前に現在の損害賠償基準による 1 倍賠償からきちんと行なわれるようにすることが急がれているほか、制度の整備や裁判所の積極的な判決例蓄積も求められていると付けくわえた。

研究に参加したソウル科学総合大学院の高ヨンヒ教授は、「アップルの場合、著作権問題を解決した後、iTunes サービスを展開して積極的にブランドとデザイン戦略を取り、iPod を文化的アイコンに位置付けるなど、様々な知的財産を経営戦略の視点で統合的に活用したが、韓国企業は、特許だけに重きを置いてきたのも問題だ」と述べた。

知識財産戦略企画団の高キソク団長は、「今回の事例は、法律・経営・金融が足並みをそろえて初めて、きちんとした知的財産管理が可能になることを示した」と述べ、企業のコア無形資産である特許権が実効性を失えば、優れた技術だとしてもグローバル競争で淘汰されかねないため、国家知識財産委員会は、「知的財産の保護体制の整備など、関連制度の見直しを急ぎたい」と述べた。

< 参考資料 1 >

⁶ 参考資料 4, 5 を参照



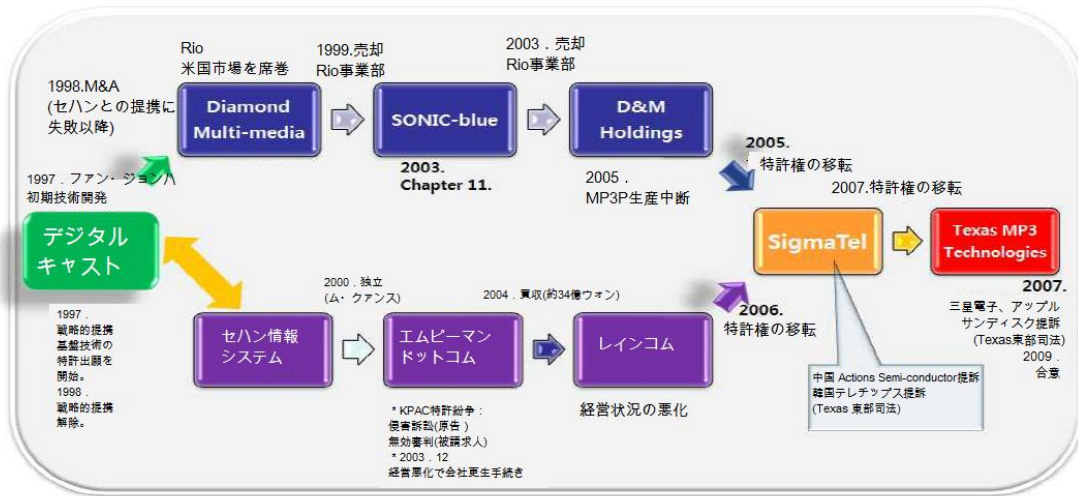
<エムピー・マン>



<初期の iPod>

<参考資料 3>

MP3 基盤技術の移転課程



<参考資料 4>

韓国における特許無効審判の無効率現状

年度	2006	2007	2008	2009	2010
無効率	61.1%	66.4%	69.6%	71.6%	67.4%

資料：特許審判員の特許無効審判による特許無効率の動向 (知識財産研究第7巻第2号、韓国知識財産研究院)

3-2 ニセモノの種類も多様に

韓国特許庁(2012.7.17)

□ 韓国特許庁の商標権特別司法警察隊(以下、特司警とする)は、今年下半期の韓国で出回っている偽造商品の取締りを強化するため、偽造商品事犯 159 人を刑事立件し、77,726 の偽造商品を押収したと発表した。

□ 摘発された犯罪の類型は、卸・小売り販売事犯が 90 人、オンライン販売事犯が 44 人、製造事犯 7 人、流通事犯 18 人となった。

□ 押収された偽造商品を分析した結果、

- 摘発品目は、靴類 42,534、衣類 19,870、カバン類 5,189、アクセサリ類 4,203 の順となり

- ブランド別には、ニューバランス 38,633、MLB15,085、ルイヴィトン 3,919、シャネル 3,378、トムス(TOMS)2,193 の順となった。

- 今回の取締りで浮き彫りになったのは、偽造の対象が名品ブランドのカバンだけでなく、若者に人気のあるブランドのスニーカーや帽子、ED 治療薬のバイアグラのような医薬品にまで拡大し、偽造商品の品目がさらに多様になったことだ。

□ 主な摘発事例；

- 釜山に地下の秘密工場を設け、「ニューバランス」、「ポロ」「トムス」などの有名ブランド商品を模倣したスニーカーを大量に製造し、インターネット通販サイトなどを通じて流通、検挙されたケース(釜山(プサン)事務所、6.25)

- ソウルで秘密の貴金属製造工場を設けて名品ブランドの模倣指輪などを大量に製造して全国の貴金属販売業者に供給していたことが摘発、検挙されたケース(大田(テジョン)事務所、3.16)

- ソウルで地下に秘密売り場を設けて日本人などの外国人観光客だけを対象にルイヴィトンやシャネルといった名品ブランド商品を模倣したカバンなどを販売していたことが摘発、検挙されたケース(ソウル事務所、6.22)

- 全羅北道(チョルラブクト)益山(イクサン)の農村地域で ED 治療薬偽造バイアグラを処方箋無しに違法で販売していたことが摘発、検挙されたケース(大田事務所、5.21)

□ 特司警の判ヒョンギ隊長は、「偽造商品の購入者の大半は、偽造商品である事を承知したうえで購入するケースが多いが、青少年の場合、オンラインで定価より安く購入しようとしたことが被害につながった。」とコメントし、偽造商品による被害者がこれ以上発生しないよう、下半期も取締まりを強化していく計画だと述べた。

3-3 教育条件付き起訴猶予処分者の侵害著作物、映像と語学や文学の著作物順に

韓国著作権委員会(2012. 7.19)

□ 韓国文化体育観光部(長官:崔クァンシク)と韓国著作権委員会(委員長:柳ビョン

ファン)は、2012年上半期の「著作権教育条件付き起訴猶予」⁷処分の対象者が著作権を侵害したのは、映像、語学や文学の順になったと発表した。

□ 委員会が2012年度上半期の著作権教育条件付き起訴猶予処分の対象者1,530人にアンケート調査を実施した結果、侵害された著作物は、映像著作物が49.0%、語学や文学の著作物が41.8%となり、前年同期に比べて映像著作物は33.0%減少し、語学と文学の著作物は30.0%上昇した。また、侵害の流通ルーツは、ウェブハードが48.8%、P2Pが28.1%と、前年同期比それぞれ11.4%増、25.9%減となった。

<侵害コンテンツの種類>

区分	音楽	映像	語学や文学	写真	デザイン	PCプログラム	その他	合計
2011年 (1~6月)	24件 1.9%	1,056件 82.0%	151件 11.8%	2件 0.2%	14件 1.1%	24件 1.9%	14件 1.1%	1,285人 100.0%
2012年 (1~6月)	22件 1.4%	750件 49.0%	640件 41.8%	26件 1.7%	39件 2.5%	25件 1.6%	28件 1.8%	1,530件 100.0%
増減率	0.5%	△33.0%	30.0%	1.5%	1.4%	△0.3%	0.7%	-

<侵害流通のルーツ>

区分	P2P	コミュニティ	ブログ	ウェブハード	ホームページ	トレンド	マーケット	その他	合計
2011年 (1~6月)	694件 54.0%	36件 2.8%	-	482件 37.4%	11件 0.9%	20件 1.6%		42件 3.3%	1,285名 100.0%
2012年 (1~6月)	430件 28.1%	-	229件 15.0%	747件 48.8%	13件 0.8%	71件 4.6%	2件 0.1%	38件 2.6%	1,530件 100.0%
増減率	△25.9%	-	-	11.4%	△0.1%	3.0%	-	△0.7%	-

□ また、告訴者は、法務法人、個人の著作権者、著作権権利団体の順となり、個人の著作権者の割合が前年同期比17.1%増加したことが明らかになった。学歴別には大卒、高卒の順となり、大卒者の著作権侵害率は58.2%であった。年齢別に見ると、20代、30代の順となり、前年同期比50代は3.3%、60代は0.6%増加した。

□ 一方、アンケートの応答者のうち、著作権に関する教育を受けた経験のある者は、2%と、著作権教育条件付き起訴猶予処分の対象者の大半が著作権についての知識がない状態で著作権を侵害したことが分かり、著作権侵害の教育が急がれている。

⁷ 著作権教育の条件付き起訴猶予制: 著作権侵害の範囲が限定されている違反者に対し、著作権教育を受けるという条件で起訴を猶予する制度

□ 委員会の柳ビョンハン委員長は、「告訴状の却下制度による未成年者の保護、持続的な教育・PRなどの効果が複合的に影響し、著作権教育条件付き教育の依頼件数が低迷している。青少年や成人向けの著作権教育が十分とは言えず、著作権教育を持続的に拡大していく必要がある」と説明した。

3-4 サムスン VS アップル、世紀の特許対決がスタート…真の勝者は？

電子新聞(2012.7.22)

サムスン電子とアップルの間で繰り広げられている特許合戦が山場を迎えた。アメリカでの特許本案訴訟が30日に始まる。

世界最大市場のアメリカで「GALAXY Tab(ギャラクシー タブ)」と「GALAXY NEXUS(ギャラクシー ネクサス)」の販売差止め処分を受けて苦戦を強いられているサムスン電子は、瀬戸際に立たされている。一方、イギリスで「サムスン電子は、アップルの製品を模倣していないことを明記したCMを出すべきだ」という屈辱的な判決を言い渡されたアップルも「GALAXY S3」の逆風に対抗するためには、必ず勝訴せねばならない。このビックマッチ勝負の結果によっては、スマートフォン市場の勢力図が塗り替えられる結果になりかねない。

◇訴訟の争点は…サムスン電子とアップルの特許合戦は、予選に当る販売差止め仮処分の訴訟を経て本案訴訟への運びとなった。9カ国で訴訟を繰り広げている両社にとって、販売差止め仮処分訴訟は、両方とも大きな打撃にはならなかった。しかし、本案訴訟からは、特許の使用料がかかっているだけに、判決の結果によっては大きな波紋が広がる可能性がある。世界最大市場のアメリカでの本案訴訟にきな臭い雰囲気が漂う理由だ。

アップルは、今回の本案訴訟でデザインとユーザインタフェース(UI)特許を問題にしている。サムスン電子は、3世代(3G)通信特許侵害で対抗した。

アップルの武器は、既にアメリカ裁判所では認められたが、サムスン電子の通信特許は、諸国においてFRAND条項(公平で、合理的かつ非差別的にライセンスされる規定)に縛られているうえ、特許消尽論も認められている様子だ。サムスンがドイツ、オランダで敗訴した通信技術特許侵害をアメリカで立証できるかがカギとなる。

◇長き戦いに…特許専門家は、本案訴訟の場合、判決までかかる時間が非常に長いいため、両社間の特許合戦は当分続くと予想している。

特にアップルは、サムスン電子が新発売する「GALAXY S3」も訴訟戦に巻き込もうとしているために、いきなり合意にこぎつける可能性は低いといえる。両社のトップが妥結しなければ、長期戦になるシナリオも現実味を帯びている。

アメリカ裁判所は、販売差止め仮処分訴訟でアップルに軍配を上げたため、本案訴訟でもアップルが有利だという見方が多くある。サムスン電子は、敗訴になると、直ちに

連邦最高裁に控訴する可能性が高い。

崔ジョングク国際特許法律の鄭ウソン弁理士は、「アップルがサムスン電子を提訴したのは、特許侵害を立証して損害賠償請求額を狙っているというより、アンドロイド陣営全体をけん制することにその目的がある。アップルは、他企業とは違ってクロス・ライセンスを結んでいないため、いきなりの合意は期待し難い。サムスン電子が本案訴訟で新たな特許攻撃に出る可能性もあり、訴訟は長引くと予想されている。敗訴すれば直ちに最高裁に控訴して訴訟を続けていくだろう。」と述べた。

<アメリカにおける訴訟の予定>

2011年4月	アップル、サムスン電子を特許侵害として提訴
6月	サムスン、アップルに反訴
7月	アップル、サムスン電子商品の販売差止め仮処分を申請
12月	裁判所、アップルの販売差止め禁止の仮処分申請が棄却
2012年2月	アップル、サムスン電子を特許侵害で追加提訴
4月	サムスン電子、アップルの追加提訴に反訴
5月	裁判所、GALAXY Tab10.1 販売差止め命令
6月	裁判所、GALAXY NEXUS 販売差止め命令

3-5 LG 電子もスマートフォン特許訴訟に巻き込まれた

電子新聞(2012.7.24)

LG 電子もアメリカでスマートフォン関連の訴訟戦に巻き込まれたことが明らかになった。

LG 電子は、24日、タッチスクリーン製造会社のフラットワールド・インタラクティブズ(Flatworld Interactives)により米デラウェア州においてスマートフォンとスマートパッドに用いられたタッチ技術が特許を侵害していると申し立てられたと発表した。

LG 電子の関係者は、「具体的な特許侵害内容を確認して対応したい」とコメントした。

フラットワールド・インタラクティブズは、4月にアップルを相手取ってタッチ技術特許侵害の訴訟を提議したが、LG 電子も同じケースだとみられる。

フラットワールド・インタラクティブズが問題にした技術は、指で画面を弾く技術など、タッチを利用した動作だ。タッチ技術特許を侵害したと主張している機種は、LG 電子のスマートフォンとスマートパッドのうち、「Optimus」、「Elite」、「Viper」、「Lucid」、「Nitro」、「Spectrum」などアメリカで発売している20種類の商品だ。

訴訟を起こしたフラットワールド・インタラクティブズは、「特許管理会社」の疑惑が持たれている企業である。

特許管理会社とは、特許を買収して特許侵害者を突き止めては訴訟を起こし、ロイヤルティー収入を得ている企業のことだ。

チェジョンクク国際特許法律事務所の鄭ウソン弁理士は、「スマートフォンとスマートパッド市場は、IT産業に新しい活力を吹き込み、モバイル産業全体の新エンジンになっていることが示された。市場の拡大と競争の激化は、特許戦争の原因となっている。数十社のメーカーは、自社が保有している数千、数万の特許カードを見比べながらモバイル特許紛争をさらに激しくさせている。」と説明している。

<金インスン記者>

3-6 サムスン・アップルの世紀の特許訴訟…裁判所は結局

デジタルタイムズ(2012.7.24)

サムスン電子とアップルに対し、米国連邦裁判所での本案訴訟が始まる前に積極的な合意を求める声が高まっている。両社の特許合戦が不毛な消耗戦になっているという指摘によるものだ。

豪州のメルボルン連邦裁判所で24日に開かれたサムスンとアップルの特許侵害本案訴訟において裁判官は、両社が積極的な仲裁を行ない、合意案をまとめることを勧告決定した。

裁判官は、「両社の訴訟合戦は目に余るものがある」と述べ、このような勧告決定を言い渡した。

アップルは、サムスンがタブレットPCのデザインを模倣したとして訴訟を起こし、サムスンは、アップルが自社の3世代(3G)無線伝送技術の特許を侵害したとして反訴した。

裁判官は、裁判所に出席した両側の弁護士に「他の会社がこのような紛争を起こしていたら両側が合意するよう、直ちに仲裁命令が言い渡されただろう。」と指摘した。豪州裁判所が仲裁を通じた解決を勧告しただけに、両側は調整に入ると見られる。

豪州裁判所の仲裁勧告決定は、サムスンとアップルの間で繰り返されている特許合戦が不毛な消耗戦になっていることを指摘したもので、30日の米連邦裁判所の本案訴訟が予定されている現時点で示唆するものが多いといえる。

現在、サムスンとアップルは、韓国をはじめ米国、ドイツ、イギリス、豪州、日本などの9ヵ国で特許合戦を繰り返している。そのうち米国、豪州などの5ヵ国で本格的な本案訴訟が始まっている。しかし、どの国も一方的な勝利は認めていない。

イギリスなどのヨーロッパ主要国では、アップルのデザイン特許権を認めようとしないう雰囲気があり、サムスン電子の通信特許に対してもFRAND(企業の特許が技術標準になった場合、他者がロイヤルティーを支払って利用する規定)条項を根拠に、サムスンの一方的な勝利を認めていない。

一方、ドイツの控訴裁判所は、24日のアップル対サムスンの特許訴訟で、アップルに敗訴命令を言い渡した。ドイツの控訴裁判所は、サムスン電子のギャラクシータブ 10.1Nがアイパッドのデザインを侵害したとは言えないとして販売再開を認めた。

<金ユジョン記者>

3-7 サムスン、韓国裁判所でアップルに申し立てた UI 関連特許を撤回

デジタルタイムズ(2012.7. 25)

サムスン電子がアップル 코리아を相手取って韓国の裁判所に特許侵害を申し立てた 3 つの訴訟のうち、ユーザーインターフェース (UI) 特許関連の訴訟を撤回したことが確認された。

ソウル中央地方裁判所の民事 13 部が 24 日に行った 2 回目の弁論期日に、サムスン電子がそのような内容を要請したことが判明した。

サムスン電子は、当初、アップルが「画面分割方式による検索種類の表示方式」、「ショートメッセージサービス (SMS) と写真表示方式」、「縦・横回転による UI 表示方式」などの特許を侵害したかどうかの検討を要請していた。

サムスン電子を弁護する法務法人広場の弁護人は、「特許が侵害されたかどうかを再検討しているうちに、全体を見直す必要があると判断した。今後、新しい特許訴訟 (今回を除いた訴訟案件) で補うことにした。」とコメントした。

これは、米国や豪州などにおけるアップルとの本案訴訟に備え、訴訟案件を整理するためのものだ。

<朴チソン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 サムスン電子、ドイツでアップルとのデザイン特許紛争で勝利

電子新聞(2012.7. 24)

サムスン電子がイギリスに続き、ドイツでもアップルとの特許訴訟で勝ちを取った。

独デュッセルドルフ地方裁判所は、24 日、アップルが申し立てた「ギャラクシー・タブ 10.1N」のデザイン特許関連の販売差止め仮処分申請を控訴裁判所でも棄却した。

イギリスやドイツなどのヨーロッパでは、サムスン電子側勝訴の判決が相次いでいる。「ギャラクシー・タブ 10.1N」が iPad に酷似しているとして販売差止めを命令した米裁判所とは正反対の決定だ。独地裁は、販売差止めが下された「ギャラクシー・タブ 10.1」のデザインを変え、新しく発売した「ギャラクシー・タブ 10.1N」と従来の商品との違いを認め、アップルの特許を侵害していないと判断した。

サムスン電子の関係者は、「弊社の商品がアップルの知的財産権を侵害したことがないということを確認させたドイツ裁判所の判決を歓迎する。汎用されているデザインについて侵害を主張して消費者の選択権を制限してはいけない」とコメントした。

一方、16日に米サンフランシスコで開かれたサムスン電子とアップルの2回目の交渉は、「特許に関する価値の不一致」を理由に決裂に終わった。アップルは、標準特許についてその性格上、価値を低く設定すべきだと主張する一方、サムスン電子は、必須標準特許のほうがアップルの特許より優位にあると主張した。豪州裁判所は23日に、本案訴訟に入った両社に米裁判所と同様の合意を求めた。

<金インスン記者>

その他一般

5-1 電力問題の解決は建物から

韓国特許庁(2012.7.17)

建物から電気を生産・供給する「建築一体型ソーラー発電システム」関連特許の出願が増加しているという。建築一体型ソーラー発電システムは、建物の外壁や窓に太陽電池⁸⁾を取り付けて電気を作り出す技術として電力問題の解決に大きな役割を果たすと期待されている。

韓国特許庁によると、建築一体型ソーラー発電システム関連の特許出願は、2007年から増加し始め、2008年29件、2009年55件、2010年55件、2011年41件と、ここ3年間毎年40件以上の特許が出願されている(添付1を参照)。

これは、再生可能エネルギー設備の設置義務制度⁹⁾が施行されたことで、関連業界が建築一体型ソーラー発電システムの需要の増加を見込み、市場を先取りするため技術開発に力を入れた結果だと分析できる。2011年度に出願件数がやや減少したのは、欧州経済危機のあおりで、太陽光産業の全般的な低迷が影響したためだとみられる。

技術分野別の特許出願の動向をみると、支持構造技術が54件(27.0%)、染料感応の太陽電池¹⁰⁾技術が26件(13.0%)、視野確保技術が25件(12.5%)、光経路変更技術が19件(9.5%)、美観改善技術が15件(7.5%)の順となった(添付2を参照)

建築一体型ソーラー発電システムは、一般的に支持構造技術、染料感応太陽電池技術の出願が多い。視野確保技術と美観改善技術の出願が一定の割合を占めている理由は、

⁸⁾ 太陽の光エネルギーを電気エネルギーに変える半導体装備。光を照らすと電荷が移動して電気が発生する。

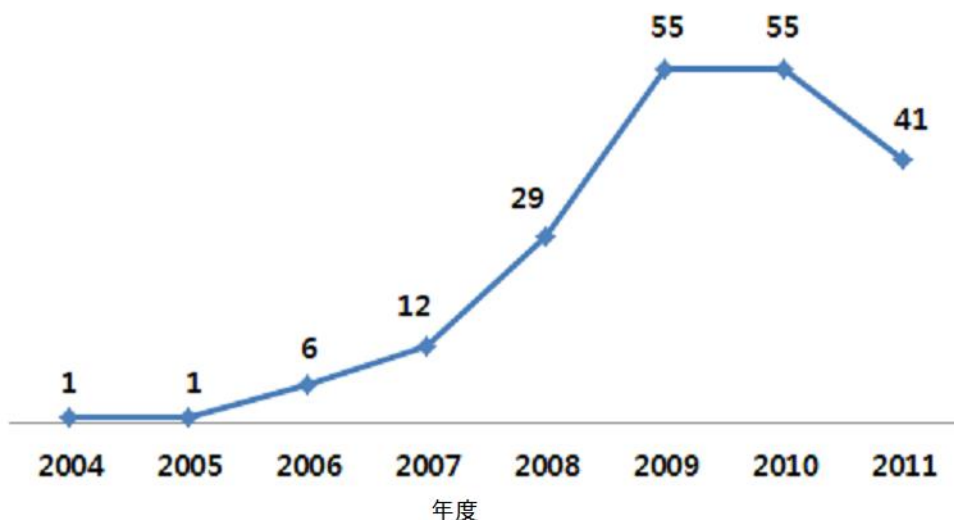
⁹⁾ 新エネルギー及び再生エネルギーの開発・利用・普及促進法第12条第2項に基づき、2004年の3月から施行された制度であり、公的機関が真・増・改築する延べ面積1,000m²以上の建築物を対象にエネルギー消費予想量の10%以上を再生エネルギー設備の設置に投資する事を義務付けた制度

¹⁰⁾ 太陽電池の種類、太陽の光に露出された染料が酸化還元反応を起こし、電子の流れを生成して電気が発生する。

ソーラー電池が建物の外壁や窓に設置されるため、採光性と美的な部分も重要な要素のためである。

韓国特許庁の関係者は、再生エネルギー設備の設置義務制度、グリーンホーム 100 万世帯普及事業、ソウル・ソーラー都市建設など、様々な政策的取組みと電力問題解消の一環として建物一体型太陽光産業は、市場規模がさらに大きくなると予想している。そのため、技術競争力を確保するための特許出願がさらに重要になると予想した。

建築一体型ソーラー発電システムの年度別特許出願件



5-2 韓国特許の顔「特許英文要約」が誤訳だらけ

電子新聞(2012. 7. 18)

韓国特許庁と国家知識財産委員会の主導で、「知的財産 (IP) 大国」が掲げられてきたが、基本的な特許英文要約さえ十分に提供されていないことが判明した。韓国特許の顔ともいえる「韓国特許英文要約 (KPA)」に誤訳が多いことが明らかになった。要約の誤訳は、国際紛争特許につながるなど、韓国企業に被害を及ぼしかねない。しかし、政府機関は、実態すら把握できず、「苦情は無かった」と問題がないという認識を示した。

電子新聞が特許専門翻訳機関「特許情報検索サービス (kipris.or.kr) の韓国特許英文要約」の正確度を依頼調査した結果、大半が誤訳であることが判明した。

例えば、「光ディスクの固定設置特許 (公開番号 1020110018541)」には、数えられる名詞に不定冠詞「a」が抜けているなど、7カ所に誤訳があった。技術のコア部分である特定部門のディスクを固定する過程を説明した文章は整理されておらず、英語圏の人には理解し難いものになっていると専門家は説明した。

「オンライン予約システムの方法論関連特許 (登録番号 101013660)」も、5カ所に 11

の誤訳が確認された。「オンラインで部屋を予約する」という表現が動詞の「process」ではなく、「progress」と訳されており、「オンラインを通じて」は、「through an online network」が正しい訳だが、「through online」になっていた。

こうした誤訳は、専門性に欠けている者に翻訳を依頼したことが主な理由だと業界は分析する。特許翻訳を専門とする企業の関係者は、「以前は専門家が翻訳していたが、コスト削減と効率を理由に機械翻訳とそのレビューにとどまっている。なので誤訳が多くなってしまった。」と説明する。他の特許専門企業の代表も「世界的財産権機関(WIPO)では、2, 3回も冠詞や誤字・脱字などをチェックしているが、韓国はずさんな管理がされていると言わざるを得ない」と批判した。

業界では、こうした誤訳が原因で正確な情報が伝えられず、外国の特許審査官や特許分析機関が内容を把握できないことで、韓国企業が被害に遭う可能性があるとの懸念を示している。特許を保有していても国際特許紛争に追い込まれる状況になりかねない。業界の関係者は、「世界4~5位の特許大国とはいえ、量が多いだけで、質的水準は低いと見下されがちになっている。保有特許だけでもきちんとPRすることが求められている」と強調した。

英文の要約を管理している韓国特許情報院は、実態の把握すらしていない。特許情報院の関係者は、「機械翻訳を利用し、追加的に技術分野の翻訳専門家が翻訳を行なっているが、今まで誤訳による被害事例や苦情は聞いたことがない」と答えた。

<権ドンジュン・金ジュンベ記者>

5-3 韓国薬草の効能、特許で検証された

韓国特許庁(2012.7.19)

韓国民族と数千年の歴史を共にしてきた韓国自生植物を理解しやすく分析・整理した書籍(「特許で知る韓国薬草」)を現職の特許庁公務員が出版して話題になっている。

本書には、薬草以外にもキノコや山菜などの身近な植物をはじめ、10年間全国を歩き回りながら撮った1700枚の写真と有益な情報が収録されている。

著者は、韓国特許庁の趙シクジェ書記官(54歳)である。趙書記官が全国を歩き回りながら撮った薬草やキノコなどを直接運営しているブログに書き込んでいた。その資料を読んだ出版社が出版の話を持ち込み、出版が決まった。

約700ページに及ぶ本書には、直接撮影した野生の高麗人参やツルドクダミなどの貴重な薬草からメシマコブ、ヤマブシタケ、カバノアナタケなど、珍しいキノコ類の写真が色とりどりに収録されている。また、韓国人には親しいツルニンジンやオタカラコウなどの山菜、ヤマブドウ、トックリイチゴ、栗、柿などの身近な成木が四季よって移り変わりする姿が載せられている。

特に、植物については、韓方の情報と共に、最近発表された特許や研究論文で判明さ

れた新たな効能が詳細に整理されており、その他にも▲韓方化粧品としての利用可能性 ▲混同しやすい薬草の区別方法 ▲珍しい薬草やキノコの栽培方法まで紹介されている。

本書で紹介している特許と研究論文の件数は1300件に及び、大量な情報を盛り込んでいるため、学界や森林・林業界から関心が寄せられるものと予想されている。

趙書記官が本の出版を決めたのは、理由があったからだ。数年前、兄が癌で亡くなったことをきっかけに、現代医学を補完できる抗癌効果のある薬草に関心を持ち始め、より頻繁に全国の山野を歩き回ったのである。

春には、福寿草、白山一華など野の花やトウキ、オタカラコウなどの山菜を観察し、秋には、野生の高麗人参、松茸、コウタケを探しまわった。冬には、カバノアナタケやメシマコブのような薬用キノコの自生地も観察した。

彼の家柄も好奇心をそそる。3代の家族が韓医師だったため、子供の頃から韓薬剤に親しんでおり、自然に身に付いていたあらゆる薬草への知識が今回の出版に大きく役立った。

趙書記官は、「韓国の薬草知識の客観化が必要だと考えていたので、『東醫寶鑑』や『方薬合編』のような古典医書だけでなく、最新の研究論文や関連特許を読んで自生植物の価値と特徴を理解するようになり、今回の本ではそういった内容を分かり易く整理したいと思った。野生の高麗人参やメシマコブ、カバノアナタケがなぜ体に良いのかと疑問を持っていたところ、資源植物の特許から答えを得る事が出来た」と述べた。

5-4 人気のペットボトル入りビール、リサイクルは？

韓国特許庁(2012.7.20)

□ みんなで韓国代表選手を応援しながら飲む一杯のビール、夏休みに夜のバカンス村で飲む冷たいビール…夏の本番に向かってビール人気は上昇中だ。

みんなで一緒に飲めるうえ、利便性まで兼ね備えているペットボトル入りのビールは、韓国で年間2億本以上(1.6Lペットボトルで換算基準)が販売され、韓国ビール市場シェアの約17%を占めており、様々なラインアップがそろっている。

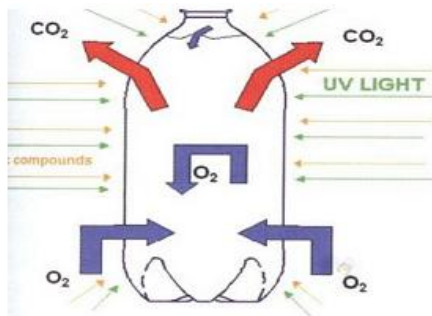
一方で、気持ちよく飲んでリサイクルに出しているビール専用の空ペットボトルはきちんとリサイクルされているのか？

日本ではビール専用ペットボトルがあまり見当たらないが、その理由は環境に優しくないため、ビール業界が生産を控えているためだという。

ビール専用ペットボトルは、一般的なペットボトルよりリサイクル用の再生ペット原料の回収が難しいとされる。透明でない色だけでなく、ペットボトルにはないガス遮断(barrier)物質が含まれているため、ペットボトルの材質分離が難しいためだ。

*一般的なペットボトルは、微細な穴が付いており、ビールをペットボトルに保管する

とビールに溶解された二酸化炭素がペットボトルのボディー部分を通して抜けると同時に、酸素が浸透して酸化作用が起こるので、ビールの「味」が変わってしまう。ペットボトル入りビールの新鮮度を保つために、ペットボトルに特殊なガス遮断技術が適用されているが、ペットボトルとともにガス遮断性の良い物質を複合的に使用するか、ペットボトルの面にガス遮断物質膜をコーティングする方法などがある。



(一般的なペットボトル)



(多層ビールペットボトル)

*一般的なペットボトル →  → 高品質再生PET原料回収 → 高いリサイクル率(8割)

ビール専用ペットボトル →  → 高品質再生PET原料の回収が難しい → リサイクルの効率性が低い

□韓国特許庁によると、最近(2006~2011年)ビール専用ペットボトルに適用されているガス遮断技術の特許出願は62件で、ガス遮断性を向上させるための技術に重点が置かれており、リサイクルの容易性を工夫した技術開発は不十分であることが判明した。

技術分野としては、①PET層間の中間にガス遮断物質層が位置する構造の多層PETボトル、②PETボトルとガス遮断物質が配合された単一層PETボトル、③PETボトルの壁面にガス遮断物質薄膜を貼り付けたコーティングPETボトルがあるが、すべての技術分野において主に海外メーカーが特許を出願(全体90%)しており、そのなかでも日本企業の特許出願件数が26件で最も多く、日本ではPETボトル入りビールを販売していないにもかかわらず、技術開発を続けている。

韓国企業では、HITEビールにビール専用PETボトルを供給している(株)ヒョソンが多層PETボトルの特許を出願しており、単一層PETボトルとコーティングPETボトルの韓国企業による特許出願はない。

□リサイクルを容易にするためには、ガス遮断物質とPETボトルを分離工程が簡単

に行なわれる技術が欠かせない。しかし、出願件数が最も多く、技術開発が活発である多層ペットボトル(32件、全体出願の52%)は、構造的にコーティングペットボトルや単一層ペットボトルに比べてもリサイクルが難しいといえる。

また、多層ないし単一層のペットボトルから酸素を除去するために、鉄などの金属質の材料が追加的に配合されるが、変色でリサイクルの効率性を低減させるほか、各種のフィルターもリサイクルのネックとされている。

リサイクルを容易にするためには、ペットボトルの壁面にガス遮断物質の薄膜を形成したコーティングペットボトルが多層ないし単一層ペットボトルより比較的有効ではあるが、コーティングペットボトルは、主に海外メーカーによって技術が開発されており、韓国企業*では採択していない。

*HITE ビールは多層ペットボトル((株)ヒョソンから供給)を、OB ビールは単一層ペットボトル(海外メーカーの技術を導入、自社生産)を採用している。

□最近、韓国企業は「環境への配慮」を掲げ、実践への取り組みを行なっている。こうした取り組みが信頼を得られるよう、リサイクルの容易性まで工夫した環境配慮型製品の研究・開発に一層の力を入れるべきである。

[ビール専用ペットボトルに適用されるガス遮断技術の国内特許出願の現状(2006～2011)]

区分	主な技術内容 (ガス遮断物質)	出願件数(計 62 件) 及び主な出願者
多層ペットボトル (Multi-layer)	<p>ペットボトル層間にガス遮断物質層を包含</p> <p>例) PET 層/ガス遮断物質層/ PET 層</p> <p>(ポリアミド系樹脂、ポリビニルアルコール系樹脂、 ナノ複合材、生分解性樹脂など)</p>	<p>o 出願件数：計 32 件 (52%)</p> <p>o 主な出願者</p> <p>東洋製罐(日本) (14 件)</p> <p>(株)ヒョソン(韓国) (6 件)</p> <p>三菱ガス化学(日本) (4 件)</p> <p>クラレ(日本) 3 件など</p> <p>* 韓国企業による出願：ヒョソンが 6 件</p>

<p>単一層ペットボトル (mono-layer)</p>	<p>PET とガス遮断物質を混合 例) PET, 酸素除去化合物と混合 (酸素除去化合物、 ポリアミド系樹脂など)</p>	<p>o 出願件数：計 19 件(30%) o 主な出願者 INVISTA (スイス) 4 件 M&G Polimeri Italia (イタリア) 4 件 Constar international (米国) 3 件 The Coca-Cola Company (米国) 3 件など *韓国企業による出願：なし</p>
<p>コーティング ペットボトル (coating)</p>	<p>PET 壁面にガス遮断物質薄膜を コーティング (SiO_x, ダイヤモンド象、カーボンなど)</p>	<p>o 出願件数：計 11 件(18%) o 主な出願者 キリンビール(日本) 4 件, 三菱重工(日本) 2 件, 東洋製罐(日本) 2 件等 *韓国企業による出願：なし</p>

5-5 健康を飲む、海洋深層水

韓国特許庁(2012. 7. 23)

海洋深層水とは、太陽光が届かないためプランクトなどが成育しない 200 メートル以深の深海から取水される海水のことである。細菌や有機物は殆どないが、豊富なミネラル分と地球に存在する水の 95%に相当するほどの莫大な量ということで世界的に注目されている。

海洋深層水を開発している国は、韓国をはじめアメリカ、日本、ノルウェー、台湾などその数が限られている。海洋深層水を取水できる設備や海洋深層水からミネラル分だけを残すといった技術的な面だけでなく、地理的な条件が整っていないと成功できないためだ。韓国には、世界の海洋学会からも天恵の深層水地域として評価されるほど優れた水質を誇る「東海」があり、この地域を中心に海洋深層水の開発が活発に行なわれている。

海洋深層水への関心が高まるにつれ、関連特許の出願も増加している。2001 年までは僅か 2 件であった海洋深層水食品の関連特許がここ 10 年(2002~2011 年)間、355 件も出願され、ここ 5 年間は年平均 55 件の出願が出されている。出願された食品化関連の特許をみると、飲料水(83 件)、塩(41 件)、酒類(37 件)、味噌・醤油類(34 件)、米の加工(31 件)、豆腐(30 件)、キムチ(20 件)、その他(水産物の加工やミネラル剤など 79 件)の様々な食品に海洋深層水が利用されていることが判明した。

海洋深層水を食品として利用するに当って肝要なのが、淡水化技術だ。海水の淡水製造技術には、蒸発技術、ナノろ過技術、逆浸透膜技術、冷凍技術、電気抽出技術などが

あり、淡水化で塩分が除去された淡水とその副産物の濃縮塩水が得られる。その淡水は、飲料やミネラルウォーター、種類などに加工され、副産物の濃縮塩水は、塩、味噌・醤油類、ミネラル剤、にがりなどに用いられる。現在は、経済的でミネラルの抽出が容易な淡水化技術の研究が勢いを得ており、関連特許も 10 年間 48 件が出願されている。

「麗水世界博覧会 2012」にも、地方自治体を中心に海洋深層水が積極的に PR されている。江原道(カンウォンド)館では、海洋深層水で作った飲料水や塩を展示するとともに、2005 年度に新設された京東大学海洋深層水学科を紹介した。また、慶尚北道(キョンサンブクト)館では、鬱陵島(ウルルンド)の深層水配布及び試飲のイベントを展開している。一方、韓国で初めて「飲む海洋深層水」製造許可を得た(株)ウォータービスは、海洋深層水専門メーカーとして海洋深層水のミネラルで作ったサプリや塩、海洋深層水で作ったトンチミ(大根を薄い塩水に漬けたキムチ)などの特許を取得しており、関連商品を表示している。

人口の増加や環境汚染などで、人類には欠かせない資源である水が不足しているなか、海洋深層水は、食品だけでなく水産養殖、海洋温度差発電・冷却・冷房などのエネルギー、皮膚炎・糖尿の治療などの医薬品、化粧品・入浴剤などの美容分野、水耕栽培などの農業分野にまで利用が拡大されるものと期待が寄せられている。

[海洋深層水を利用した食品関連の主な特許技術]

登録番号	特許権者	技術の内容	技術分野
登録日付			
10-0911949	株式会社	脂肪の分解及び生成を抑制する	海洋
2009.08.05	ウォータービス	海洋性ミネラル組成物	深層水
10-1003856	東國大学	海洋深層水を利用したサプリメントを製造	海洋
2010.12.17.	慶州キャンパス 産学協力団		深層水
10-0952107	京東大学	海洋深層水を利用したミネラル強化発芽玄米	海洋
2010.04.02	産学協力団の他 2		深層水
10-1088185	徐ヒドン	海洋深層水を食品の加工に利用する方法	海洋
2011.11.23.			深層水
10-1153438	株式会社	海洋深層水のミネラル種類と含量を制御して	海洋
2012.05.30	ウォータービス	ミネラル塩を製造する方法	深層水

10年間ほぼ同じ水準で維持されている特許翻訳の安価な料金水準が国家知的財産(IP)競争力の向上にネックとなっている、という声が上がっている。中国に比べても半分程度にすぎず、特許の量的拡大とともに権利行使のための質の向上を図るためには、先進国水準の料金引き上げが急がれているということだ。

23日の関連業界によると、韓国の特許翻訳料金は10年前とほぼ同じ水準だという。

ある特許翻訳会社の代表は、「韓国語を英語に翻訳する際の特許翻訳料は、10年以上同じ水準にあり、その水準というのは、アジア通貨危機で市場が縮小していたときに決まった値段だ。」と強調した。韓国の潜在的な特許競争相手国である日本に比べると、翻訳料の水準は5分の1にもならない。両国における自国語の英語への翻訳を基準に推算すると、韓国は1ページ(220~250単語)当り2万5000~3万ウォンだが、日本はその5倍に当たる12万~13万ウォンとされている。市場が成長している中国も韓国より2倍高い6万~7万ウォンだと把握されている。

問題なのは、こうした安価な翻訳料金が市場成長に大きな足かせとなっているということだ。報酬が不十分のため、特許翻訳の専門家を希望する人材がいない。翻訳の完成度も落ちてしまい、企業はその翻訳を信頼しない。業界の関係者は、「特許の翻訳料金が安く、弁理士などの高級人材などは翻訳への関心が低いうえ、きちんとした教育機関も不在しているので、専門会社では人材不足で悩んでいる」と述べた。

人材がいないため、品質が保証されず、顧客(企業)は見向きもしなくなる悪循環が形成されたのだ。

大手企業は、韓国の特許翻訳会社に安価な費用を支払って翻訳依頼し、その結果物を外国専門会社に巨大な費用を支払ってレビュー依頼している。

特許翻訳費が安価になったのは政府にも責任がある。特許関連の外国企業・機関が最も参考にしている「韓国特許英文要約(KPA)」は、ここ3年間平均13万1000件を発行した。しかし、予算はたったの31億ウォンであった。運営予算が全く発生しないとしても、1ページ当りの翻訳料金は2万4000ウォンに過ぎない。

実際に、機械翻訳を導入する前の特許英文要約の費用は、1件当たり1万500ウォンだった。業界は、要約は量が少ないだけに、一般の特許翻訳より1ページ当り1.7~2倍(5万~6万)ほど料金を引き上げるべきだと主張している。KPAを管理・運営している特許情報院の関係者は、「KPAの翻訳料金が市場より安いのは事実である。しかし、特許情報院は非営利機関であり、政府機関の事業を行なっているので、市場価格をそのまま反映するには限界がある。」と説明する。

韓国企業がグローバル特許競争で生き残り、特許翻訳が新たな付加価値の高い産業として定着するためには、水準に見合う特許翻訳料金の支払い文化が醸成されるべきだと

いう指摘が多くなっている。

知的財産サービス会社の関係者は、「日本では、難易度に応じて1・2級などに分けて特許翻訳資格証制度が設けられている。先進国に比べて韓国は、特許翻訳の専門人材が不十分な状態だ」と指摘している。

＜権トンジュン記者・金ジュンベ記者＞

5-7 他人には見られないから安心

韓国特許庁(2012. 7. 25)

公共の場でモバイルバンキングを利用している時、周りの人に盗み見されるのではないかと心配したことがあるはず。ATM を利用する際にも、画面が見られるのではないかと懸念する時もしばしば。しかし、これからはそのような心配をしなくてもよさそう。

韓国特許庁によると、携帯電話やノートパソコンなどの携帯端末やATMなどの液晶画面に取り付ける保護フィルムに側面観測が出来ないように工夫した技術の出願が最近急増しているという。

側面観測防止の保護フィルムの出願は、2009年まで毎年5件前後にとどまっていたが、最近大幅増加しており、2011年には17件が出願されて全体保護フィルム出願の21%を占めている。

関連技術の原理を説明すると、光を遮断する不透明な部分を透明な部分と格子に配列して携帯端末の側面からは不透明な部分が視野を遮って画面が見られないようにしたものだ。

側面観測を防止する不透明な部分を形成する方法としては、不透明フィルムを透明フィルムと格子で積層するか、不透明インクを混合して積層し、熱圧着後に垂直で切断する技術が用いられていた。

最近では、透明なフィルム上に一定の間隔でいくつかのスリットを形成し、不透明インクを注入することで、大きな面積の保護フィルムに不透明な部分を容易に形成する技術開発に成功し、量産化できると期待されている。

地方のある銀行では、営業店の24時間ATMや無人店舗に設置されたATMの液晶画面に側面観測防止用の保護フィルムを貼り付けており、今後は、全ての営業店にフィルムの貼り付けを拡大する計画だ。

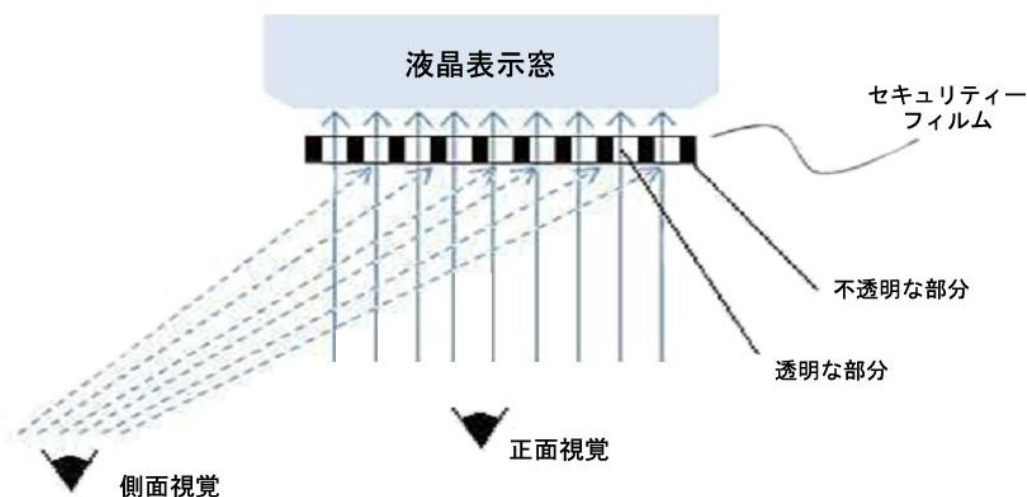
従来の保護フィルムは、携帯電話などの液晶画面に貼り付けてキズや汚れから端末を保護したり、デザインを改善するために用いられたりすることが多かった。しかし、近年の液晶画面の大きいスマートフォンやノートパソコンの使用が広がりや、携帯端末を利用した金融取引が活発になったことで、セキュリティー機能が追加されるなど、保護フィルムが進化している。

韓国特許庁の関係者は、ノートパソコンのように画面の大きな液晶パネルに貼り付ける保護フィルムの場合、ニーズに応じて側面観測を許容または制限することを選択的に変換させる機能が期待されるなど、保護フィルムに関する技術は今後様々な形に進化していくと予想した。

【側面観測防止用の保護フィルムの年度別出願動向】

出願年度	2000 以前	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	合計
保護フィルム全体	18	2	10	6	23	16	37	37	62	67	53	80	411
セキュリティフィルム	3	1	3	0	5	2	3	4	4	5	9	17	56

【側面観測遮断の原理】



※正面からは透明な部分を通じて液晶表示窓が見られるが、側面からは不透明な部分に視野が遮られて液晶表示窓が見られない。

5-8 広告も今や会話型に…

韓国特許庁(2012. 7. 27)

各種の表示板や屋外看板にデジタル技術を適用した「デジタルサイネージ(digital signage)」の双方向会話型広告が注目されている。

地下鉄の駅や公共の場でしばしば目にするデジタルビューなどのディスプレイ広告版がその代表的な例だといえる。

「デジタルサイネージ」は、多様なコンテンツを提供するマスメディアの機能と双方

向の通信を通じた個人メディア機能を同時に行なうシステムとして発展し、テレビ、インターネット、携帯電話に続く「第4のメディア」とまで呼ばれている。

デジタルサイネージは、ネットワークを通じて遠隔でコンテンツをコントロールすることができることから注目性が優れており、情報の伝達力が良いため、公告やコンテンツ提供に効果的だという特徴を持っている。

韓国特許庁によると、こうしたデジタルサイネージを活用した広告技術の特許出願が毎年増加している。

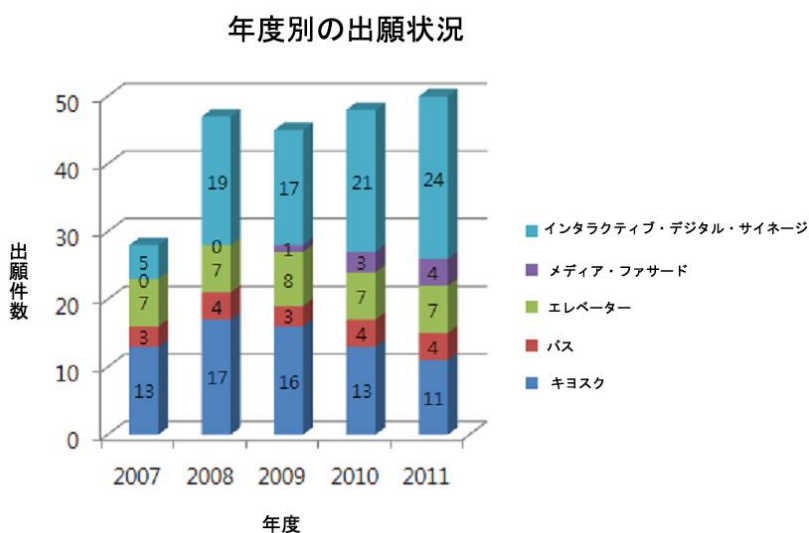
年度別にみると、2007年にはたったの28件が出願されたが、2008年47件、2009年45件、2010年と2011年にはそれぞれ48件と50件に出願件数は増加傾向にある。

公告分野別には、インタラクティブ・デジタルサイネージ公告(39.4%)、キヨスク公告(32.1%)、エレベーター公告(16.5%)、バス広告(8.3%)、その他の建物の壁面に大型ディスプレイ装置として設置されるメディア・ファサード公告(3.7%)の順に特許が出願された。

特に、インタラクティブ・デジタルサイネージ公告は、単純な伝達から発展し、情報とコンテンツをやり取りできる双方向広告媒体ということが注目され、関連技術の特許出願が増加している。

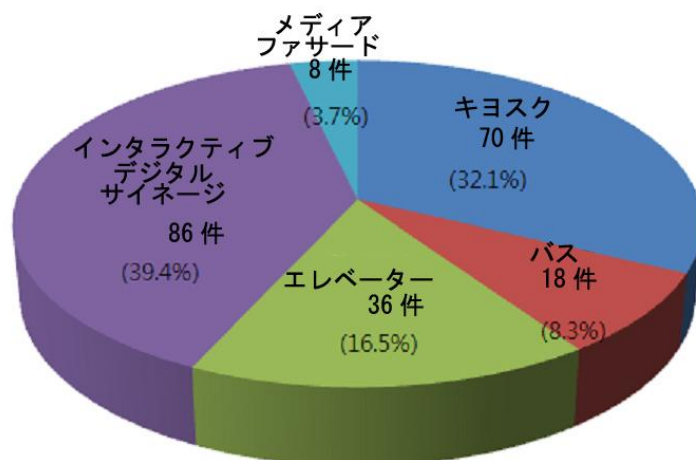
出願者別には、「トロスアイエンディ」、「フィンガータッチ」などの広告中小企業からサムスン電子、LG電子などのシステムメーカーと「ダウムコミュニケーション」や「SKテレコム」などのポータル、または通信サービス会社にまで幅広く分布している。

【ここ5年間のデジタルサイネージ公告の特許出願の現状】



【ここ5年間のデジタルサイネージ公告の分野別の特許出願の現状】

分野別の出願状況



5-9 ‘海の中の森’ 藻場造成技術関連の特許が活発

韓国特許庁 (2012. 7. 30)

水産資源の確保はもちろん、地球温暖化の対策にもなり得る人工漁礁及び藻場関連技術、すなわち‘海の中の森’造成技術の開発が活発になっている。

韓国特許庁によると、水産分野関連の特許出願は、ここ10年間5,446件出願されたが、養殖分野は2,693件、漁労分野は857件、水産食品分野は1,896件に分類できる。このうちの養殖分野は、人工漁礁・海中林・一般養殖分野に分けられるが、二酸化炭素を吸収できる人工漁礁及び藻場技術の場合、2001年の前までは210件にすぎなかったのが、2002年以降は621件と、約3倍も増加した。人工漁礁及び藻場関連技術がここ10年間、集中的に開発されていることがうかがえる。

これは、「とる」漁業から「育てる」漁業への転換を経て、「資源管理型」に発展していくものであり、水産業が、藻場が破壊された海洋生態系の回復を目指すことで、地球温暖化の克服に向けた未来志向的な産業の一つとして発展していくことを意味する。

人工漁礁とは、水中に水産生物の産卵場、生息場、海の牧場、藻場などを造成するために沈ませた構造物を意味し、藻場とは、沿岸域で形成された大型海藻類の群落地域のことであり、海中林または海の中の森と呼ばれる。主な関連特許技術としては、藻場パネル(33件)、スラグを用いた人工漁礁(78件)、二酸化炭素削減用の素材及びセラミック粉末を混ぜて作られた人工漁礁(161件)などがある。

ポスコ(ポハン産業科学研究院)は、2000年頃から海保護策の一環として人工漁礁を研究・開発しており、藻場の造成から始め、現在、麗水エキスポで製鋼スラグで作った環境配慮型人工漁礁「トリトン」を海に設置する姿や時間が流れによって変化していく姿など、海洋生態系の復元に向けた取り組みを映像で紹介している。

また、麗水エキスポの移動式の「海の水」展示館では、水深の深くないミニ森が設置され、入場客が海の森を身近で体験できるようになっており、過去・現在・未来の海の水を造形物で表現し、藻場づくりの重要性を喚起している。

韓国特許庁の食品生物資源審査課の弘スンピョ課長は、「未来の食糧資源になり得る水産資源の造成と、地球温暖化の主因である二酸化炭素を吸収する藻場づくり技術の特許出願が増加している。関連技術の確保は、人類の生存を脅かしている食糧不足問題や環境問題などを解決できる希望にもなる。」と述べた。

□ 人口漁礁と藻場とは？

人口漁礁は、水中に生物の産卵場、生息場、海の牧場、藻場の造成のために人工的に設置される様々な構造物を意味する。人口漁礁は、海の中で暗礁や島のような役割を果たしており、海水の流れを変化させて魚介類に餌や生息の場所を与えるなど、魚介類に必要な環境を造成する。

藻場とは、沿岸域で形成された大型の海藻類群落体を意味し、海中林とも呼ぶ。藻場は、海洋の1次生産者として有機物質を生産し、魚介類の食糧原になるほか、魚類の産卵場、幼魚・子魚・稚魚の保育場など、有効な水産生物の住所(巣)として水産資源生態系構成の効果を持つ。その他、海中の景観になったり、光合成を通じて海中の酸素供給と二酸化炭素の吸収、栄養塩を吸収して沿岸の富栄養化を防止したりするなど、漁場環境の改善の役割もしている。

[水産分野全体及び分野別の出願件数]

区分(出願年度)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
水産分野全体	560	517	519	553	551	534	513	565	558	576	5,446
養殖分野	261	255	260	275	271	246	241	284	269	331	2,693
漁労分野	93	76	85	84	75	92	99	105	90	58	857
水産食品分野	206	186	174	194	205	196	173	176	199	187	1,896

[人工漁礁及び藻場関連の主な特許技術]

登録番号	特許権者	技術内容	技術分野
登録日付			
10-0650268	ポハン産業科学研究院	スラグを利用した造成用の藻場	藻場

2006. 11. 20.			
10-0996624	姜ヘングン	藻場造成用の人口漁礁	藻場
2010. 11. 19.	金スンウ		
10-1080239	李スンイ	海藻類の移植体を利用した藻場造成法	藻場
2011. 10. 31.	郭チョル		
10-1127136	韓ミンホ外 1	藻場パネル	藻場
2012. 03. 08.			
10-0693391	李ヘンウ	スラグを利用した人工漁礁	漁礁
2007. 03. 05.			
10-0975358	サンヨン洋灰工業(株)外 1	二酸化炭素低減用の素材を用いた人工漁礁	漁礁
2010. 08. 05.			
10-1008822	(株)ハンドン R&C	セラミック粉末を用いた水質改善用の人口漁礁	漁礁
2011. 01. 11.			

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム